

特別償却の付表（十二）の記載の仕方

1 この付表（十二）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第43条の2第1項若しくは第2項《耐震基準適合建物等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の17第1項若しくは第2項《耐震基準適合建物等の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、耐震基準適合建物等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「特別償却の種類1」は、措置法第43条の2第1項若しくは第2項（又は第68条の17第1項若しくは第2項）のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）項」内には、該当項を記載してください。

3 「耐震基準適合建物等の種類等2」には、耐用年数省令別表に基づき、耐震基準適合建物等の種類、構造、細目等を記載します。

4 「耐震基準適合建物等の名称3」には、耐震改修の工事をした耐震改修対象建築物又は改良の工事をした特定技術基準対象施設の名称を記載します。

5 「同上の所在地4」には、耐震基準適合建物等の所在地を記載します。

6 「取得価額8」には、耐震基準適合建物等の取得価額を記載します。

ただし、その耐震基準適合建物等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「特別償却率9」の分子は、次の区分に応じ、それぞれ次の数字を○で囲みます。

(1) 取得等をした対象資産が措置法第43条の2第1項（又は第68条の17第1項）に規定する耐震基準適合建物等に該当する場合…「25」

(2) 取得等をした対象資産が措置法第43条の2第2項（又は第68条の17第2項）に規定する技術基準適合施設に該当する場合

イ 港湾隣接地域のうち緊急確保航路に隣接する港湾区域に隣接する地域内において取得又は建設をした技術基準適合施設…「22」

ロ 上記イ以外の港湾隣接地域内において取得又は建設をした技術基準適合施設…「18」

8 「償却・準備金方式の区分11」は、その耐震基準適合建物等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

9 「適用要件等」の各欄は、次により記載します。

(1) 「耐震診断結果の所管行政庁への報告年月日12」には、耐震改修対象建築物につき建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条又は附則第3条第1項の規定による所管行政庁への報告を行った年月日を記載します。平成27年3月31日までにこの報告を行っていない法人については、措置法第43条の2第1項又は第68条の17第1項の規定の適用はありませんので注意してください。

(2) 「耐震改修についての所管行政庁の命令又は指示の有無13」には、耐震改修対象建築物の耐震改修につき建築物の耐震改修の促進に関する法律第8条第1項又は第12条第2項（これらの規定を同法附則第3条第3項において準用する場合を含みます。）の規定による命令又は指示を受けているかどうかの有無を記載します。

(3) 「耐震改修対象建築物の地震に対する安全性の向上に資する基準に適合する旨の証明年月日14」には、租税特別措置法施行規則（以下「措置法規則」といいます。）第20条の11第1項（又は第22条の35第1項）の規定による証明がされた年月日を記載します。

(4) 「港湾管理者への報告年月日15」には、港湾法第56条の5第3項の規定による港湾管理者からの求めに対し同項の規定による報告（同法第56条の2の2第1項

に規定する技術基準のうち地震に対する安全性に係るものに適合するかどうかの点検の結果についての報告に限ります。)を行った年月日を記載します。平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間にこの報告を行っていない法人については、措置法第43条の2第2項又は第68条の17第2項の規定の適用はありませんので注意してください。

(5) 「港湾管理者からの勧告の有無16」には、港湾法第56条の2の21第1項の規定による勧告を受けているか

どうかの有無を記載します。

(6) 「港湾施設に必要な技術基準に適合する旨の証明年月日17」には、措置法規則第20条の11第2項(又は第22条の35第2項)の規定による証明がされた年月日を記載します。

(7) 「その他参考となる事項18」には、その資産が耐震基準適合建物等に該当する旨等参考となる事項を記載してください。